



国保税減免、低所得者の一人親世帯 支援金

コロナ感染の収束が見えない状態で暮らしも営業も大変です。「暮らしを守れ！」と求め実施された国の施策です。活用して負担を軽減させましょう。申請が必要な場合も。申請等のお問合せは、市担当課、及び下記の党議員にお寄せください。

適用は申請が必要（児童扶養手当受給）
活用して負担を軽減しましょう

しんぶん 赤旗 日曜版

先週号・やす民報の日曜版合併号のお知らせがありました。お詫びし、訂正します
ご愛読ありがとうございます。「赤旗」日曜版5月2日号と5月9日号は合併号です。5月9日の配達はなく、5月16日号より通常号としてお届けします。引き続きご愛読をお願い申し上げます。

合併号(5月2日号)でお届けします

一人親世帯（一部申請必要）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得一人親世帯に対して、子ども一人5万円給付を行うものです。

対象は、低所得者の一人親世帯。下表が対象となります。①の児童扶養手当受給者は「申請不要」で、3月・4月分の児童扶養手当に合わせて5月11日に支給(振込)されます。しかし、②及び③の対象者の場合は、「申請が必要」で、案内文と申請書が市から送られてきますので、これに基づき申請し、受理後に支給されます。一人親以外の世帯も大変。共産党は拡充を求めています。

対象と申請の有無	申請
①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者	不要
②公的年金等を受給していることにより児童扶養手当の支給を受けていない者	必要
③新型コロナ影響で直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者	必要

収入減世帯の国保税を減免

コロナ禍のもと、令和2年度、減収した世帯の国保税が減免されました。引き続き、国保世帯は大変です。共産党は継続を要求していましたが、令和3年度においても継続・実施されることになりました。

対象は、①前年所得が1000万円以下、②主たる事業収入や給与収入などが前年に比べて3割以上減少見込み、③減収となる所得以外に国保加入者の所得がある場合はその所得が400万円以下。減免割合は以下の表の通りです。6月に国保税決定通知が届いた以降に申請を受け付けます。

世帯主の前年所得	国保税の減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1000万円以下	20%



日本共産党街頭演説

◆5月3日(月)午前10時 ◆アルプラザ前(野洲市小篠原)

【弁士】 党衆院滋賀3区国政対策委員長

佐藤こうへい

○私たちもお話します

市議員 工藤義明、東郷正明、野並享子

(主催) 日本共産党湖南地区委員会・同野洲市委員会

やす民報

日本共産党野洲市委員会
2021年5月2日 No.408

市政や市議会へのご意見
ご要望をお寄せください

野並享子 北野1-7-10 (電話・FAX) 587-0985
東郷正明 比江864 (電話・FAX) 589-4158
工藤義明 小篠原879 (電話・FAX) 588-1856

日本共産党野洲市委員会が見解を発表しましたのでお知らせします

ホームページをご覧ください

共産党野洲市議団 検索